

○広島大学知の社会価値化貢献学長表彰要項

(令和8年3月26日学長決裁)

広島大学知の社会価値化貢献学長表彰要項

(趣旨)

- 第1 この要項は、広島大学学長表彰要項(平成16年4月1日学長決裁)第8第2項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の知的財産収入の獲得に顕著な貢献をした者及び特許出願等において初めて筆頭発明者となった者に対して学長が特別に行う表彰(以下「知の社会価値化貢献学長表彰」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- 第2 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 知的財産収入 特許権の実施権の許諾又は譲渡により企業等から本学に支払われた実施権等収入の総額から、本学が出願手続及び権利維持管理に要した費用の総額を除いた額をいう。
 - (2) 特許出願等 本学単独の特許出願、著作権法(昭和45年法律第48号)第2条第1項第10号の2に規定するプログラムの著作物の使用許諾若しくは譲渡の契約又は広島大学職務発明規則(平成16年4月1日規則第112号)第2条第9号に規定するノウハウの使用許諾若しくは譲渡の契約をいう。

(表彰の種類)

- 第3 知の社会価値化貢献学長表彰の種類は、知的財産活用貢献賞及び知的財産創出奨励賞とする。

(表彰の基準)

- 第4 知的財産活用貢献賞は、表彰する日に本学に在職する職員で、表彰を行う年度の前年度までに累計1,000万円以上の知的財産収入を本学にもたらしたものに対して行う。
- 2 前項の知的財産収入の累計額の算定に当たり、一の特許に発明者が複数人いる場合は、当該発明者の寄与率に応じて按分した額を当該発明者が本学にもたらした知的財産収入とする。
 - 3 第1項の規定により表彰を受けた者に係る当該表彰の対象となった知的財産収入の累計額は、次年度以降の表彰に係る累計額に算入しないものとする。
 - 4 知的財産創出奨励賞は、表彰する日に本学に在職する職員で、表彰を行う年度の前年度の特許出願等において初めて筆頭発明者となったものに対して行う。

(表彰の方法)

- 第5 知の社会価値化貢献学長表彰は、学長が被表彰者に表彰状を授与することにより行う。
- 2 前項の表彰において、金銭その他の経済的給付は行わない。

(表彰の時期)

- 第6 知の社会価値化貢献学長表彰は、原則として毎年度1回、表彰する年度の前年度の決算が確定した後に行うものとする。

(事務)

- 第7 知の社会価値化貢献学長表彰に関する事務は、学術・社会連携室オープンイノベーション本部知的財産部が行う。

附 則

この要項は、令和8年4月1日から施行する。